平成２２年（フ）第１２９号
三重県津市藤方2403番地７
債務者　杉浦　惠子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０３号
神戸市長田区北町３丁目４番地の１市住１―707号
債務者　中野みゆき
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０５号
神戸市垂水区平磯３丁目２番10―203号
債務者　白石　一也
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０８号
神戸市中央区雲井通４丁目１番11―1008号、従前の住所神戸市灘区楠丘町３丁目１番313号
債務者　小池　千春
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２９号
神戸市北区鈴蘭台南町２丁目11番12号ときわ荘202号
債務者　大川　三夫
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５２号
神戸市兵庫区里山町653番地の60、従前の住所神戸市兵庫区里山町653番地の19
債務者　田中　佑人
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７０号
神戸市須磨区大池町５丁目17番１―705号
債務者　大西　佳絵
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１４号
神戸市灘区大石南町２丁目８番６号　横野マンション301号
債務者　久永　まい
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８８号
兵庫県川西市平野２丁目21番25号
債務者　島谷　義継
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４７号
鳥取県米子市旗ケ崎５丁目９番３号
債務者　澤田　里子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第５４号
広島県尾道市向島町15790番地１
債務者　楠　　博喜
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
広島県尾道市新高山３丁目1170番地110　１号棟501
債務者　村上　一志
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
愛媛県松山市高野町57番地６
債務者　井上小百合
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２３５号
愛媛県松山市朝生田町１丁目15番10号　リューレント朝生田421号
債務者　井上　眞里
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２３９号
愛媛県松山市空港通６丁目６番15号　エスト南斎院208号
債務者　大野　幸雄
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２４９号
愛媛県伊予郡松前町大字西古泉501番地６
債務者　上田　健士
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２５７号
愛媛県松山市祝谷２丁目７番20号
債務者　池田　正志
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
松山地方裁判所